

通級指導教室担当者の手びき

～Vol.3 担当者の役割について～



I 通級指導教室担当者として

① 大切にしたいこと

通級による指導を行うに当たっては、以下のような視点を大切にしましょう。

●個に応じた指導を行う。

通級による指導では、一人一人の障害の状態等に応じた対応が求められます。画一的な指導内容の選択や指導方法は好ましくありません。当該児童生徒が在籍する学級の担任と連携しながら、一人一人の状態に即した個別の指導計画を作成し、計画的に指導を行います。

※「個別の指導計画」については和歌山県教育委員会が発行した「発達障害児指導事例集」に様式や記入例等が掲載されていますので参考にしてください。学びの丘 Web ページ「特別支援教育資料サイト」よりダウンロードできます。

<http://www.wakayama-edc.big-u.jp/tokusi/tokusi.html>

●望ましい指導体制の整備を図る。

通級する児童生徒は、学校生活の中の様々な環境に対して不適応を起こしています。このことから、通級による指導の際はもとより、通級指導教室担当者と在籍学級の担任とが綿密に連携し、校内及び校外の関係者の間で児童生徒の様子や変容の情報を共有しておくことが重要です。児童生徒の全体像を的確に把握し、本人の自己実現が図られるような指導体制の整備を行っていくことが大切です。



通級する児童生徒は、学校生活の中の様々な環境に対して不適応を起こしています。このことから、通級による指導の際はもとより、通級指導教室担当者と在籍学級の担任とが綿密に連携し、校内及び校外の関係者の間で児童生徒の様子や変容の情報を共有しておくことが重要です。児童生徒の全体像を的確に把握し、本人の自己実現が図られるような指導体制の整備を行っていくことが大切です。

●学んだことを通常の学級や日常生活に生かすことを意識する。

通級による指導では、通級する児童生徒の日常生活の場である家庭や学校での適応を図るために特別の指導を行います。通級による指導が、日常生活の場で生かされるように保護者への支援、在籍学級の担任との連携を図り、普段から家庭、学校での状況についても把握しておきます。通級でできたこと、通常の学級や家庭でできるようになったことを互いに共有し、児童生徒への励ましの声かけを増やしましょう。

●保護者との共通理解を図る。

保護者は子どもが幼い頃から、子どもの養育に悩んだり、子どもの課題をしつけの問題として指摘されるなどさまざまな経験を重ねていることがあります。保護者自身が相談できる人や場所がなく孤立している場合もあるでしょう。まず、通級指導教室担当者はよき聞き手となり、信頼関係をつくることから支援を始めましょう。

通級による指導の経過等、子どもの様子について情報を共有していくことが大切です。個別指導の後に情報交換の時間を設定したり、連絡ノートを活用するなどして、子どもの変容や指導の方向性を常に共有できるように工夫しましょう。

② 校内における通級指導教室担当者の役割

校内における通級指導教室担当者の役割としては、以下のようなことが考えられます。

●校内における「特別支援教育の担当者」としての役割

通級指導教室担当者は、校内において「特別支援教育の担当者」としての専門性を生かすことが求められます。担任から相談があった場合には、まず話を聞き、児童生徒のつまずきや困難の状況を一緒に整理していくこととなります。担任が支援を実行できるよう配慮の仕方や教材の提供等について具体的に助言したり、学年会に参加し教員間の共通理解を図れるようにします。

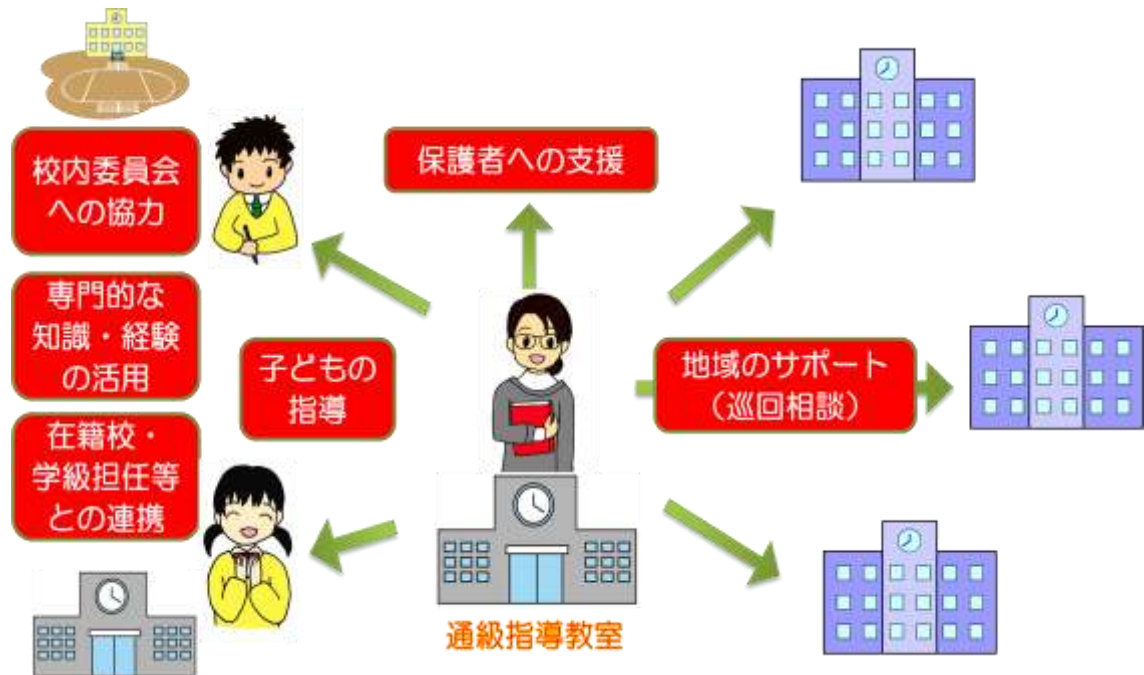
●校内委員会での役割

通級指導教室の担当者は、学年会等での情報や相談を踏まえて、児童生徒について知り得ている情報を校内委員会へ提供する役割を担うこともあります。

校内委員会での話し合いでは、できる限り専門用語を使用せずに、児童生徒の状況を説明することが大切です。そして、教室での具体的な支援の方法や教材・教具について示したり、アイデアを提供したりするなど、これまで培ってきた専門的な知識と経験を活用し、提案していくことが重要です。

●特別支援教育コーディネーターとの連携

校内の特別支援教育コーディネーターとは、できる限り定期的な情報交換を行うように心がけ、校内事情の把握に努めることが重要です。特別支援教育コーディネーターから援助の依頼を受けた場合も、校内における特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にし、効果的な支援体制が構築できるよう協力する必要があります。



Ⅱ 教室経営上の留意点

① 在籍学級等との連携

通級による指導と通常の学級における指導が共に効果的に行われるためには、それぞれの担任同士が情報交換を行ったり、助言を行ったり、日頃から連携を図り、指導上配慮していく必要があります。また、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行うため、関係者の協力を得てケース会議などを開催することも必要になります。他校通級の場合には、通級指導教室担当者が、定期的に在籍校を訪問することも効果的です。

また、通常の学級の担任や児童生徒に対して、障害のある児童生徒に関する継続的な理解啓発を行うことも必要です。通級による指導の対象となる児童生徒の障害の状態や行動の理解の方法、望ましい接し方等について理解啓発を進めることが考えられます。

② 指導の記録

通級指導教室担当者は、通級による指導の記録を作成し、適正に管理することとなっています。それと同時に、当該児童生徒が在籍する学校に対して、当該記録の写しを通知しておかなければなりません。これらを通じて、在籍校と通級による指導の実施校との連絡調整が行われることとなります。

具体的な記載事項については、各学校において適切に判断することとなります。その際、在籍校の学級担任が指導要録に「通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等」を記入すること等を踏まえ、記載事項を整理します。



「通級による指導」

Q&A

Q&Aは「改訂第2版 通級による指導の手引き 解説とQ&A（文部科学省編 著 2012）より引用しています。

Q：通級による指導を放課後に行うことはできますか？

A：通級による指導においては、通常の学級の授業に加えて放課後等に指導を行う場合も考えられます。特に他校通級の場合は、移動等の関係で放課後等に指導を行うことがどうしても多くなると思われます。指導時間や時間帯は学校や児童生徒の実態等をふまえて適切に判断することになりますが、児童生徒の負担が過重にならないよう十分な配慮が必要です。

Q：保護者との面談、在籍校の担任等との連絡、ケース会議等に要する時間は、指導時間とは考えられませんか？

A：保護者との面談、在籍校の担任等との連絡、ケース会議等はいずれも通級指導教室担当者の重要な職務の一つではありますが、児童生徒に対する指導ではありませんので、指導時間に含めて考えることはできません。

